

介護事業者の事故対応

訪問看護師にセクハラ、利用拒否の対応に「殺してやる」

－犯罪であることを認識すべき－

■一人で対応する時の方法は？

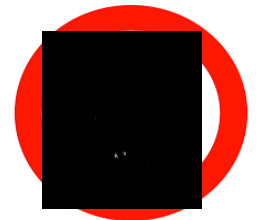
N訪問看護ステーションの利用者Kさん(男性66歳)は「ナースの白衣って素敵だね」と言って訪問看護のナースの臀部に触れるという行為を犯しました。報告を受けた所長は他のナースにも注意を促しましたが、Kさんは再び下着に手を入れるという行為に及びました。ナースは必死で逃れて、事務所に戻りすぐに所長と協議し、Kさんへのサービス提供を打ち切ることを決めました。所長がケアマネジャーにサービス提供拒否を伝えると、ケアマネジャーから「ナースを交替して続けられませんか？訪問介護のヘルパーも我慢して続けていますので…」と驚くべき答えが返ってきました。所長は呆れて「認知症の症状ありませんし、犯罪になりますよ」とサービス提供拒否をあらためて主張しました。すると5日後、訪問看護ステーションにKさんから、ナースを名指した「おまえを殺してやる」という文面のFAXが入りました。驚いた所長がケアマネジャーを問いただすと、Kさんにサービス提供中止の話をしてしまったということが判明しました。

ハラメントに対する介護と看護の対応の温度差

[事例から学ぶ対応のポイント]

■セクハラへの対抗手段はあらかじめ決めておく

ヘルパーなどが利用者からセクハラを受けても、訪問介護では「この程度は仕方がない」「利用者はハンディがあるのだから」と、すぐに強い対抗手段を執らない傾向があります。これに比べて訪問看護ステーションでは、すぐに決められた対抗手段を講じる傾向にあります。訪問介護でも、対抗手段を決めておかなければなりません。このようなケースでは、訪問介護ステーションの所長はどのように対応したら良いのでしょうか？



■セクハラへの具体的な対抗手段とは？

では、職員が利用者からセクハラを受けた時の対抗手段は、どのように決めておけば良いのでしょうか？本事例の所長の毅然とした対応を参考にしましょう。

所長は、『下着に手をを入れる行為は強制わいせつ罪、“お前を殺してやる”と名指してFAXを送る行為は脅迫罪である』と考え、次のような対応を行いました。

- ① Kさんがナースに対して過去に行った「猥褻行為」を全て記録から抽出し、一覧にするようスタッフに指示をしました。表現は全て細部に亘って正確に直接的に表現するよう注意をしました。「卑猥な行為をした」ではなく、「パンツに手を入れ陰部に触れた」など。
- ② 警察に電話をして、Kさんの実名を出してKさんの猥褻行為について説明し、被害者である看護師が警察に刑事告訴する際に必要な書面や手続き、また受付窓口などについて教えてもらいました。
- ③ 市の介護保険課、地域包括支援センター、ケアマネジャーに、Kさんへのサービス提供拒否する旨を通知し、警察への刑事告訴も検討していると付記しました。

たとえ、加害者がハンディのある援助が必要な人であったとしても、刑法の犯罪に該当する行為であれば、強制力を持って直ちにその行為を止めさせなければなりません。加害者にも援助が必要であれば、加害行為を防止した上で援助を検討すれば良いのであって、援助が必要な人の行為だからと許していたのでは、従業者はどんどん負担が増え、体調不良や離職を引き起こす原因にもなるのです。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・佐伯
TEL 03-5789-6456

担当課・支社 代理店

株式会社福祉施設共済会
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSTビル
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882